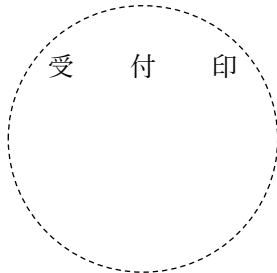


軽自動車税（種別割）減免申請書

令和 年 月 日

雨竜町長 白川 久純 様

申請者住所
(納税義務者) (所在地)



氏名
(名称)

個人番号
(法人番号)

電話番号

雨竜町税条例に基づき、下記のとおり軽自動車税（種別割）の減免を申請します。

申請事由	<input type="checkbox"/> 第89条（公益のため直接専用するもの）
	<input type="checkbox"/> 第90条第1項第1号（身体障害者等）
	<input type="checkbox"/> 第90条第1項第2号（その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの）

減免を申請する軽自動車税	年度	納税通知書番号	税額	円
--------------	----	---------	----	---

減免を受ける車両	車両番号又は標識番号		主たる定置場	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ			
	原動機の型式						
	総排気量又は定格出力						
	種別	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（ <input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種乙 <input type="checkbox"/> 第二種甲 <input type="checkbox"/> ミニカー） <input type="checkbox"/> 軽四輪（ <input type="checkbox"/> 乗用自家用 <input type="checkbox"/> 乗用営業用 <input type="checkbox"/> 貨物自家用 <input type="checkbox"/> 貨物営業用） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
用途							
車体形状	<input type="checkbox"/> 車いす移動車 <input type="checkbox"/> 身体障害者輸送車 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
使用目的	<input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 日常生活 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
身体障害者等	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	年	月	日	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	及び年齢	満	歳		
	障害者手帳等	種別	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳				
	障害名	番号	第	号	交付年月日	年	月
使用者・運転者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 身体障害者と同じ		運転免許番号			
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 身体障害者と同じ		免許種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 他（ ）		
	身体障害者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		条件等			
				交付年月日	年	月	日
			有効期限	年	月	日	

※裏面を参考に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

※減免後、その事由が消滅した場合は直ちにその旨を申告してください。

1. 添付書類

雨竜町税条例89条（公益のため直接専用するもの）に該当

- 納税通知書
- 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し ※初年度のみ
- 法人登記簿謄本又は設立認可証の写し ※初年度のみ
- 使用目的を確認できる書類（使用実績報告書、運転日誌の写し等）

雨竜町税条例90条第1項（身体障害者等）又は第2項（その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの）に該当

- 納税通知書
- 障害者手帳等
- 使用者又は運転者の運転免許証

2. 注意事項

- ・ 第89条（公益のため直接専用するもの）について、減免の対象となるものは、公益のため直接専用する軽自動車等を所有（所有権が留保されている場合は使用）する個人及び法人です。リース契約による軽自動車等は、原則、減免の対象になりません。
- ・ 第90条第1項第1号（身体障害者等）及び第90条第1項第2号（その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの）について、軽自動車等の所有者本人が身体障害者等か身体障害者等のために使用する軽自動車等を家族が所有している場合に、使用する軽自動車等にかかる軽自動車税（種別割）が申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。ただし、減免を受けられる車両は、身体障害者等1人につき普通自動車・軽自動車等を含め1台のみです。

【減免対象者の範囲】

1. 身体障害者手帳をお持ちの方
2. 療育手帳をお持ちの方
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
4. 戦傷病者手帳をお持ちの方

【減免の対象となる軽自動車等】

1. 上記対象の方が所有し、自らが運転する場合
 2. 上記対象の方が所有し、生計を同じくする方が運転する場合
 3. 生計を同じくする方が所有し、上記対象の方が運転する場合
 4. 生計を同じくする方が所有し、その方が運転する場合
 5. 上記対象の方のみで構成する世帯(単身世帯を含む)の方が所有し、常時介護する方が運転する場合
- ・ 毎年、5月中旬に軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いたのち、納期限（5月31日）までに申請が必要です。過去に減免を受けたことがある方でも毎年ごとの申請となり、申請が遅れてしまった場合はその年度については減免できませんのでご注意ください。